

春日部市環境センター条例の一部を改正する条例

春日部市環境センター条例（平成１７年条例第１１２号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(業務) 第16条 (1) 粗大ごみの破砕及び選別並びに処理に関する<u>こと。</u> (2) 不燃物の破砕及び選別並びに処理に関する<u>こと。</u> (業務) 第21条 春日部市クリーンセンター庄和（以下「クリーンセンター庄和」という。）は、<u>クリーンセンターの施設、設備等が故障等により稼働できないときに、次に掲げる業務を行う。</u> (1) 粗大ごみの破砕及び選別並びに処理に関する<u>こと。</u> (2) 不燃物の破砕及び選別並びに処理に関する<u>こと。</u>	(業務) 第16条 (1) 粗大ごみの破砕及び選別並びに処理に関する<u>こと（合併前の春日部市の区域において発生したものに限る。ただし、市長が特に認めたものを除く。）。</u> (2) 不燃物の破砕及び選別並びに処理に関する<u>こと（合併前の春日部市の区域において発生したものに限る。ただし、市長が特に認めたものを除く。）。</u> (業務) 第21条 春日部市クリーンセンター庄和（以下「クリーンセンター庄和」という。）は、<u>次に掲げる業務を行う。</u> (1) 粗大ごみの破砕及び選別並びに処理に関する<u>こと（合併前の庄和町の区域において発生したものに限る。ただし、市長が特に認めたものを除く。）。</u> (2) 不燃物の破砕及び選別並びに処理に関する<u>こと（合併前の庄和町の区域において発生したものに限る。ただし、市長が特に認めたものを除く。）。</u>

附 則

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。